

財政状況等一覧表の用語説明

実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\begin{aligned} \text{一般会計等の実質赤字額} &= \text{一般会計等の} \\ &\quad \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \\ \text{標準財政規模} &= \text{地方公共団体の一般財源の標準的な収入見込額} \\ &= \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{aligned}$$

* 標準税収入額等 = (基準財政収入額 - 地方譲与税等) × 100 / 75 + 地方譲与税等

* 基準財政収入額・・・地方公共団体の標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等の額

* 臨時財政対策債・・・地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債。この地方債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

- ・赤字の場合は、上記の算式で計算した値に を付けて負数表示 (%)
- ・黒字の場合は、一般会計等の実質赤字額の代わりに、一般会計等の実質収支の黒字額 (形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源) を用いて計算した値を正数表示 (%)
- ・財政規模により 11.25 ~ 15.00 % 以上で早期健全化団体となり、財政規模にかかわらず 20 % 以上で財政再生団体となります。

連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字額} &= \text{一般会計等の実質赤字額} + \text{公営企業会計等の資金不足額} \\ \text{標準財政規模} &= \text{地方公共団体の一般財源の標準的な収入見込額} \\ &= \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{aligned}$$

- ・赤字の場合は、上記の算式で計算した値に を付けて負数表示 (%)
- ・黒字の場合は、連結実質赤字額の代わりに、一般会計等の実質収支の黒字額と公営企業会計等の資金剰余額の合計を用いて計算した値を正数表示 (%)
- ・財政規模により 16.25 ~ 20.00 % 以上で早期健全化団体となり、財政規模にかかわらず 40 % 以上で財政再生団体となります。

実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$$

- A: 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
- B: 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D: 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E: 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費と、公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずる費用に充当された額（ともに普通交付税が措置されるものを除く）の占める割合の前3か年度の平均値。

地方債協議制度のもとで、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、実質公債費比率が25%以上になると早期健全化団体、35%以上になると財政再生団体となります。

将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{A-(B+C+D)}{E-F} \times 100 (\%)$$

- A: 前年度末の確定債務と負担が見込まれる債務の合計値
- B: 前年度末の充当可能基金の現在高
- C: 債務の償還財源に充当可能な特定の歳入の収入見込額
- D: 前年度末の地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額
- E: 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）
- F: 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

平成20年度から一部施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標の一つで、将来負担の大きさを表す指標。将来負担額（確定債務と負担が見込まれる債務の合計）から控除額を控除した後の額の標準財政規模等に対する割合で算定されます。確定債務としては、一般会計等に係る地方債残高、企業会計に係る地方債残高のうち一般会計等による負担見込額などが、負担が見込まれる債務としては、土地開発公社等の負債額や第三セクターへの損失補償額のうち一般会計等による負担見込額などがあります。これらを合計したのちから、充当可能基金や充当可能特定歳入、地方債残高に係る交付税基準財政需要額算入見込額を控除し、その控除後の数値の標準財政規模等に対する割合で算定します。

将来負担比率が350%以上になると早期健全化団体となります。なお財政再生基

準は設定されていません。

財政力指数

基準財政収入額

基準財政需要額

財政力の強弱を示す指標であり、上記の式により算出した数値の直近の3か年度の平均値が用いられます。この数値が大きくなるほど財政力は強くなるものとされます。単年度の数値で「1」を超える団体は、その年度の普通交付税の不交付団体となります。

基準財政収入額と基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、基準財政収入額は、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等の額であり、基準財政需要額は、標準的な状態で見込まれる財政需要額です。

(参考) 普通交付税 基準財政需要額 - 基準財政収入額

経常収支比率

経常経費に充当した一般財源額

× 100 (%)

経常的一般財源の総額 + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源（経常的一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に充当されたものが占める割合。

これは、財政構造の弾力性を示す指標であり、この数値が高くなるほど財政構造は硬直化しているものとされます。

財政状況等一覧表の用語説明

会計等の区分について

(「財政状況等一覧表」での記載欄)

当該市町	一般会計		「1. 一般会計等の財政状況」欄に記載
	特別会計	健全化法2条1号に定める特別会計以外の特別会計	
		健全化法2条1号に定める特別会計	
		国民健康保険会計	
		老人保健医療会計	
		介護保険会計	
		収益事業会計 (宇都宮市競輪特別会計のみ)	
		駐車場事業会計 (宇都宮市のみ)	
		農業共済事業会計 (県内市町該当なし)	
		交通災害共済事業会計 (県内市町該当なし)	
公立大学付属病院事業 (県内市町該当なし)			
一部事務組合等	公営企業会計 地方公共団体が経営する企業の会計		「3. 関係する一部事務組合等の財政状況」欄に記載
	法適用企業 地方公営企業法を適用する事業		
	法非適用企業 地方公営企業法の規定を適用		
地方公社・第三セクター等	当該市町が構成団体となっている一部事務組合 当該市町が設置団体である地方開発事業団(県内市町該当なし)		「4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況」欄に記載
地方公社・第三セクター等	当該市町が25%以上出資する会社法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人 当該市町が財政支援を行っている会社法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人		

一般会計等

ここでは、一般会計と、健全化法2条1号に規定する特別会計以外の特別会計を指します。

一般会計とは、市町村のもっとも基本的な会計で、税金や交付税、補助金、地方債などの歳入と、福祉や道路や学校建設の経費、人件費や公債費の歳出など、市町村の一般的な行政活動に係る経費を管理する会計です。

健全化法2条1号に規定する特別会計以外の特別会計とは、奨学金事業や公共用地先行取得事業など、おおむね一般会計と同等の性質を持つものの市町村条例により特別会計で処理されている事業に係る会計が含まれます。

公営企業会計等

ここでは、公営企業会計と、健全化法2条1号に規定する特別会計を指します。

公営企業会計とは、地方公営企業に関する歳入歳出や損益を管理する会計です。地方公営企業は都道府県や市町村が経営する企業で、住民の福祉の増進を目的とすることは、一般行政と同じですが、その事業に要する経費の相当部分を、税金ではなく、受益者が負担する点に大きな特色があります。上水道や下水道などが代表的な地方公営企業です。

健全化法2条1号に規定する特別会計とは、国民健康保険や介護保険の会計や、収益事業（競輪など）の会計などです。

法適用企業

法適用企業とは、地方公営企業法を適用する地方公営企業のことです。地方公営企業法は、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法で、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及び従事する職員の身分取扱その他企業の経営基準、企業の経営に関する事務等を定めた法律です。発生主義の採用など一般会計の経理方法に対する特例等を設けています。

同法2条では、同法を適用する企業として次の事業を定めています。

水道（除く簡易水道）／工業用水道／軌道／自動車運送／鉄道／電気／ガス／病院

また、このほかの事業でも、条例で定めれば、地方公営企業法を適用する地方公営企業とすることができます。

一部事務組合等

ここでは、一部事務組合と地方開発事業団を指します。

一部事務組合は、地方自治法に基づいて設立される地方公共団体の組合であり、その事務の一部（消防、ごみ処理、市場事業等）を共同で処理するために設置された特別地方公共団体です。

地方開発事業団は、地方自治法に基づいて地域開発のために設立される団体であり、地域開発事業（住宅、上下水道、区画整理等）を総合的に受託するために設置された特別地方公共団体です。県内には、市町設立の地方開発事業団はありません。

地方公社

ここでは、地方公共団体が出資等を行って設立される特別法に基づく法人のことであり、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社の3つを指します。これらをまとめて地方三公社ともいいます。なお、県内には、市町設立の地方道路公社・地方住宅供給公社はありません。

第三セクター

一般的には国や地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体のことです。

ここでは、当該市町が出資する会社法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち、出資割合が25%以上の法人、当該団体が財政支援（補助金、貸付金、債務保証、損失補償）を行っている法人、のいずれかに該当する法人について記載しています。